

働く権利と教育

—ゆたか作業所に学ぶ—

佐々木 享

小稿は、ほんらいは清水寛・秦安雄編『ゆたか作業所—障害者に働く場を』（ミネルヴァ書房、1975）の書評であるべきものなのだが、私が障害児・者の権利を守り発達を保障する運動や実践に不案内なので、この書物を紹介し、あわせて感想をしるすにとどめる。

この書物は、名古屋市にある社会福祉法人ゆたか作業所のおいたちと実践をまとめた、読む人に感動を与えずにはおかない記録である。ゆたか作業所は、ちえおくれの人々の共同授産施設として発足したグッドウィル工場が親企業の倒産のあおりで休止したとき、「労働を人間の発達するための権利としておさえ、すべての障害者の労働権の保障をめざして、自覚的、意識的に取り組む施設として1964年にゆたか共同作業所として発足し、1972年に社会福祉法人として改組した施設である。法規上は、「精神薄弱者通所授産施設」というらしい。

現在、ゆたか作業所には、20人の仲間と8人の職員が働いている。「仲間」というのは、ここに通って働いているちえおくれの障害者を指している。職場で「仲間」と呼ばれ、この書物でも一貫してこの呼称が用いられているので、私も以下、「仲間」と称することとしたい。仲間の内訳は、最低18才から最高33才までの男性7名と、最低18才から最高35才までの女性である。各人のもっている障害もさまざま、入所前の経歴も中卒と同時に入所した者6名、一般企業から転職した者4名、家庭で内職したり「就学免除」で長く家庭にいた者などさまざまである。こうし

た仲間の平日のスケジュールは、朝9時に来所し、体操、集合、報告会のあと、12時まで作業つまり労働に従事する。昼食休憩は1時間。昼食は、今では給食が行なわれている。午後は1時から3時まで作業、10分の休憩をはさんで、また4時まで作業に従事する。作業が終ると掃除、終礼があって仲間の退所が4時40分である。土曜日は正午で作業をおわり、午後は反省会・話し合い交流会・誕生会などにあてられる。仲間の実働労働時間は、1日5時間20分、週29時間40分、職員のそれは拘束1日8時間、週43時間である。

現在の労働の内容は、インタフォンシャーシ加工、カーステレオシャーシ加工、パイプ加工、ビニル線ハンダ付けなどで、それぞれ幾人かの仲間と職員が組んで作業をすすめる。職員は仲間に作業を指導するだけでなく、いっしょに働く。いっしょにどこるか、仕事に追われると職員だけが残業して働くことも少なくならしい。

私はくわしいことは知らないが、この書物によると、社会福祉法人の授産施設に働く仲間は、通例だと労働者として扱われならしい。（授産施設で働くのは雇用関係ではないから、労働基準法上の労働者ではない、だから労働者としての社会保険も適用しないというのであろう。）

しかし、ゆたか作業所では、県保険課に交渉して仲間たちを雇用契約を結ぶ一人前の労働者として扱い、社会保険を適用させることを認めさせている。以上がゆたか作業所のあらましである。

さて、この書物はつぎのように構成されている。

- 「生きる喜びの源泉」として 清水 寛
- 第1章 ゆたかの仲間
1. ゆたか作業所の1日
 2. 「ゆたか」で働く仲間たち
 3. みんなで支え、つくりあげている確信
- 第2章 「ゆたか」のおいたち
1. ゆたか作業所の前身「グッドウィル工場」
 2. グッドウィル工場での1年をふりかえって
 3. 親会社倒産と新しい作業所づくり
 4. ゆたか共同作業所
 5. 要求を自治体へ
 6. 社会福祉法人化を実現して
- 第3章 渦をつくる楽天主義者たち
1. そのとき指導員といわれる人たちは
 2. 熱っぽくきびしい職員会議
 3. 現場職員の様子
 4. 安心して休める保障を研修を
 5. 新しい労働者像を求めて
 6. 仲間にあった作業場面での指導を
 7. 私自身のヘンシン
- 第4章 ゆたか日曜学校の実践
- 第5章 点から線へさらに面へ
1. 地域に根ざした作業所とするために
 2. 働く人びとや各種団体への運動の広がり
 3. ゆたか親の会の取り組み
 4. 愛障懇と「ゆたか」の取り組み
 5. 本山革新市長の誕生へ
 6. 点から線へ
- 補章 ゆたか作業所の意義と課題 秦安雄
1. 「精神薄弱」者の人格の発達——解放の実践
 2. ゆたか作業所の取り組みの教育的意義
 3. 障害者福祉の発展をめざして

4. 労働権の保障をめざす実践

序章を埼玉大の清水氏が、補章を日本福祉大の秦氏が書き、本文の5章はゆたか作業所の職員集団が書いている。第1章ではゆたか作業所に働いている仲間たちの生活と要求が紹介されている。第2章はゆたか作業所の歴史が系統だてて整理されている。第3章では、ゆたか作業所に働く職員集団の紹介、厳しい労働条件のなかできたえあって新しい労働者像を追求する実践がまとめられている。第4章では、いろいろなことを学びたいという仲間たちの要求を積極的にうけとめ、親の会や近隣の大学の学生たちの協力で持続・発展してきた日曜学校の実践がのべられている。第5章は、ゆたか作業所を中心とした地域社会、地域の労働組合への障害者の権利を守るたたかひに関する働きかけやさまざまな取り組み、ゆたかの兄弟施設である「みのり」作業所設立の経過がのべられている。

ゆたか作業所の実践の意義は、清水氏と秦氏が詳しくのべており、この方面に不案内な私がつけ加えることはほとんどない。ただ、私同様に不案内な人々に誤解されないようつけ加えておきたいことは、ゆたか作業所における教育——人間を発達させるという取り組みは、第4章の日曜学校の実践だけでなく、この作業所で働くことの全体を通して実践されているという事実である。

私がこの書物（といたらよいのか、それともこの実践といたらよいのか、よくわからない、おそらく両方だろう）に特別の関心をもつのは、ここでは、「働く権利」を実現することがひとりひとりの人間を成長させ、発達させることが実証されていることである。労働が人間をつくる、とか、労働が人間を成長させ発達させる、ということはこれまでもしばしば強調されてきた。しかし、「教育を受ける権利」を「働く権利」と結びつけて理解しようとする考え方は、どうもまだ一般的

でないようである。ふつうの人にとっては、働くことは当然のことだし、働かなければ生きていかなないから、「労働すること」を権利として取りたてて理解するというのはむづかしいからなのだろう。もちろん、資本主義社会では、働く権利はたとえ憲法に規定してあってもそれは請求権ではなくプログラム規定にすぎないという、従来の憲法学説の研究の不充分さも、ここには反映しているのである。

このような点からみて、この作業所が経営危機に陥ったとき、集団で働くようになってから「仲間」たちが変わった、つまり積極的なものを考え、うれしいこと悲しいことをはっきりと表明し要求を提起するようになったことを重視し、「仲間」の働く権利を保障することの重要性にたいする自覚を、経営危機を克服し、運動を発展させる基礎としていることは、ひじょうにだいじなことだと思う。これを、やや理論的に整理してみるならば、ゆたかの実践は、つぎのような問題を提起しているといえるのではないだろうか。

教育を受ける権利を人間の発達という観点からとらえる考え方が、ようやくわが国にも根つきはじめている。有名な「杉本判決」もそうである。「杉本判決」は教育を受ける権利を生存権の文化的側面と理解すべきだともいっている。人間だれもがもつ教育を受ける権利をこのように理解することは、「教育」を権利としてとらえる考え方が弱かったわが国では、とくにだいじなことである。だが、人間社会では、生きることは働くことでもあるのだから、発達するということ自体を、働くことと結びつけて考えることが必要なのではないか、と私は考えている。そうでないと、技術教育とか職業教育と呼ばれる教育は、発達する権利と関係のない、まるで必要悪であるかのような理解が生まれかねないのである。

理論的な問題として、教育を受ける権利のなかに働く権利との結びつきをふくめて理解

しようとしているのは牧証名氏の教育権理論である。新日本新書の『教育権』に展開されている理論がそれである。周知のように、牧氏の教育権理論では、教育を受ける権利を、(1)人民の知的・精神的自立と知的探求・学習の自由、(2)労働権の本質的保障、(3)全面発達への権利、(4)政治的主体としての自己形成という四つの内容をふくむもの、と把えられている。労働権を教育権のうちにふくめて理解しようとするのは卓見であるが、勝野充行氏が指摘するように(たとえば、岩本憲・勝野尚行・勝野充行『国民の教育と教育権』1971年)、4つが羅列されてはいるがこれらの構造的関連性があきらかでないという弱点は否認めない。牧氏自身もこのような批判にこたえて弱点を克服すべく努力しておられることは、兼子仁・永井憲一・平原春好編『教育行政と教育法の理論』(1974年)に収録された「教育を受ける権利の歴史的形成とその構造」に明らかである。そこでは、表題のように歴史的に形成されたものととらえることで教育権と労働権とを構造化されようとしているように思われる。牧氏の理論を批判する勝野氏は労働を全面発達の契機ととらえることを立論の基底におき、労働権をたんなるプログラム規定ないし自由権の権利におしとどめようとする従来の憲法学説を克服することによって、教育権と労働権の結びつきを解明しようとしている。発想がいくらかちがうが、たちはだかる壁が従来のわが国の憲法学説にあることを強く意識している点は牧氏と共通である。

いっぽう、子どもの権利、発達の権利という観点から教育権理論を構築してきた堀尾氏は、一部は牧氏の理論に触発され、他方で現実の労働運動のなかでの労働者の学習に関する権利要求に着目しながら、労働者の学習権に理論をおしひろげながら、労働権と教育権の構造的連関に注目しはじめているようにみえる(日本教育法学会編『国民の学習権と教

育自治』1974年、26～29ページ)。

このような、私のごとかぎられた視野のなかでも、働くこと、働く権利と教育権との構造的連関に関する研究は急速な展開をみせている。それにもかかわらず、私たちはなお、働くこと、働く権利を教育の原理論、いかにすれば発達(する権利)と結びつけて理解する努力に欠けているのではないかと思われる。私に、このことを最初に気づかせてくれたのは矢川徳光先生の『教育とは何か』(新日本新書)だった。この本の冒頭に紹介されている「よさのうみ」養護学校高等部3年生のことは「わたしたちがみんなしゅうしょくできるためわたしたちのための職業訓練の場所がほしいです」(15ページ)ということばをみたとき、私ははっとした気憶が忘れられない。障害児・者教育には教育の原点があるという意味のことはよくいわれるが、教育権の理論に関してもまったくそのとおりだと思ったのである。働く権利と教育を受ける権利を結びつけなければいけない、いや結びついている、ということをお教えられたのである。

そして、ゆたかの人々の実践は、その働く権利をたたかいとるなかで、労働が、働く権利の実現が人間を発達させるという事実を、たくまげに物語っている。この点で、さきにも紹介したように、ゆたか作業所で、仲間を一人前の労働者として扱うよう要求していることは、(この本にはたんに社会保険の関係でそうしたかのように書かれているように読めるのだが)ひじょうにだいじなことだと思った。

ゆたか作業所の実践には学ぶべきものがたくさんあるのに、労働権と教育権に限定して感想をのべるのは片手落ちのせしりはまぬかれないと思うが、現代の最も重要な教育問題の一つだと考えるので、あえてしぼって感想を記した次第である。実践の内容がゆたかだからこそ、こういうことがいえるのだと思うので、多くの人の一読をすすめたい。

[専修大学]

(清水寛・秦安雄編『ゆたか作業所——障害者に働く場を』1975年、ミネルヴァ書房、B6判、224ページ、900円)

自主編成テキスト『製図(基礎篇)』

(原 正敏 村井敬二 監修) B5版本文86ページ
学校採択頒布価 280円 一部頒布価 350円

技教研研任委員会と東京サークルが検討を重ねてつくった自主テキストです。主として中学校段階の基礎製図を、図法幾何学をくみ入れて、系統的にすべての子どもたちに分り易く編集してあります。技術学を中軸にすえる技術教育の推進は、技教研のモットーですが、まさにその理念を貫いて作成いたしました。特徴としては、基本的な問題や課題を多くとり入れ、テキストに直接記入して練習できます。さらに子どもたちの思考能力をより高めるべくくふうがなされています。本文86ページとかなり豊富な内容が盛り込まれていますが、省略しても良い部分についてもその旨指摘をしています。教育内容を一年次、二年次に分けて実践している報告も出されています。このように教授者の考慮くふうによって非常に多面的に使用できるテキストです。ぜひご利用ください。